

---

# 蒲郡市子ども・子育て支援事業計画

---

平成30年3月改訂版

愛知県 蒲郡市

# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の対象 .....	3
3 計画の性格 .....	3
4 計画の期間 .....	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
1 子どもや子どものいる家庭の状況 .....	4
2 教育・保育施設の状況 .....	11
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題 .....	17
<b>第3章 計画の基本理念等</b> .....	<b>26</b>
1 基本理念 .....	26
2 基本方針 .....	26
3 計画の施策体系 .....	27
4 計画フレーム .....	28
<b>第4章 保育及び幼児期の教育と子ども・子育て支援の充実</b> .....	<b>29</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	31
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....	31
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....	34
4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	41
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	41
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携 .....	41
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	41
<b>第5章 次世代育成支援対策の推進</b> .....	<b>42</b>
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>46</b>
1 推進の体制 .....	46
2 計画の達成状況の点検及び評価 .....	46
<b>資料編</b> .....	<b>47</b>
1 策定経緯 .....	47
2 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱 .....	47
3 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿 .....	48
4 用語解説 .....	50

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

#### 『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

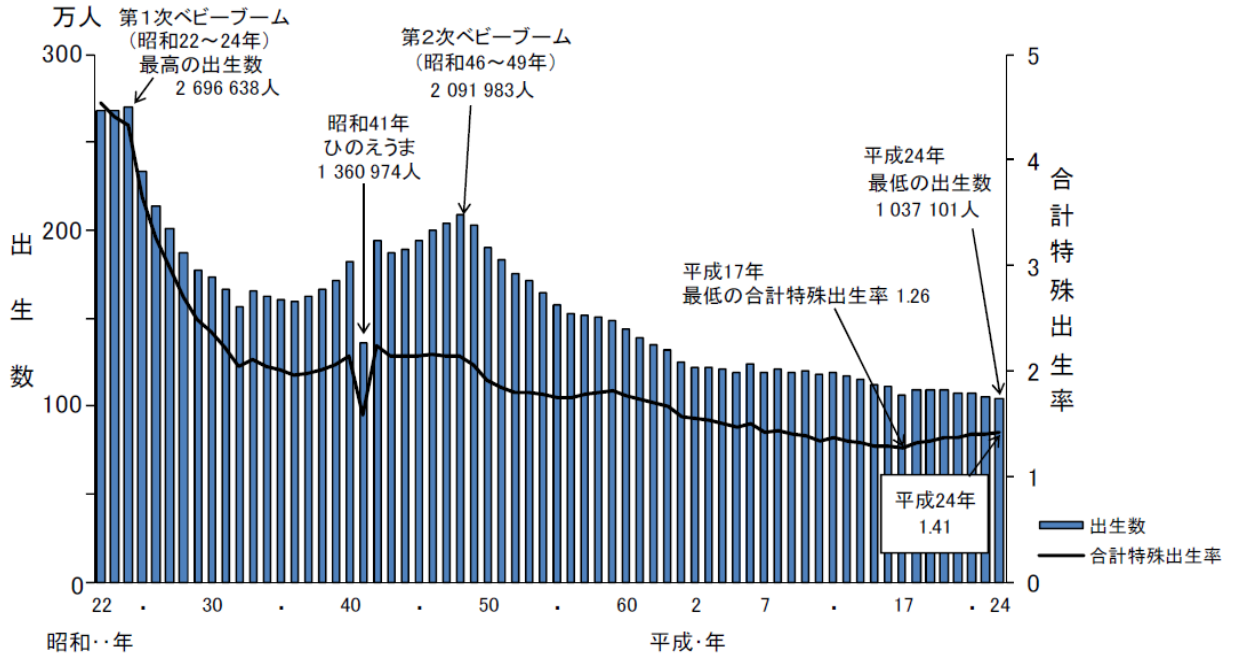
- 1 質の高い保育及び幼児期の教育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本市は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「蒲郡市次世代育成支援行動計画（後期）（平成22～26年度）」を策定し、『みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡』を基本理念とし、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

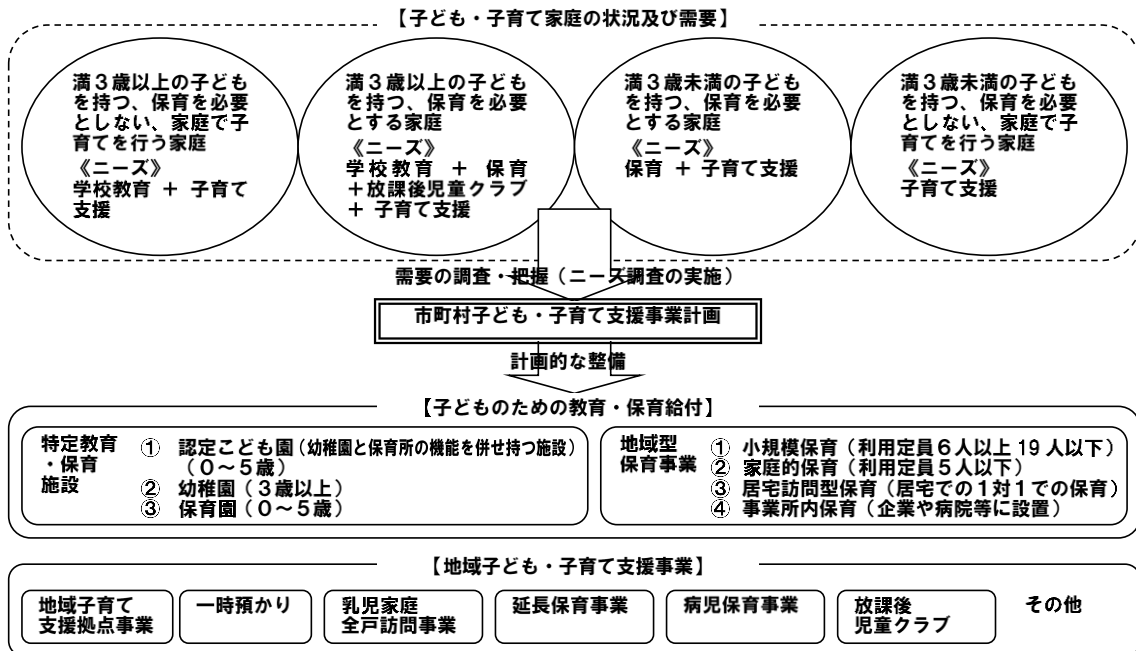
そして本市は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（平成37年まで10年延長）に基づく計画を一体化した計画「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い保育及び幼児期の教育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：平成24年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

## 2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

## 3 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置付けられます。

また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

なお、本計画の策定に当たっては、第4次蒲郡市総合計画や第2次蒲郡市男女共同参画プラン、蒲郡市第4期障害福祉計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 子どもや子どものいる家庭の状況

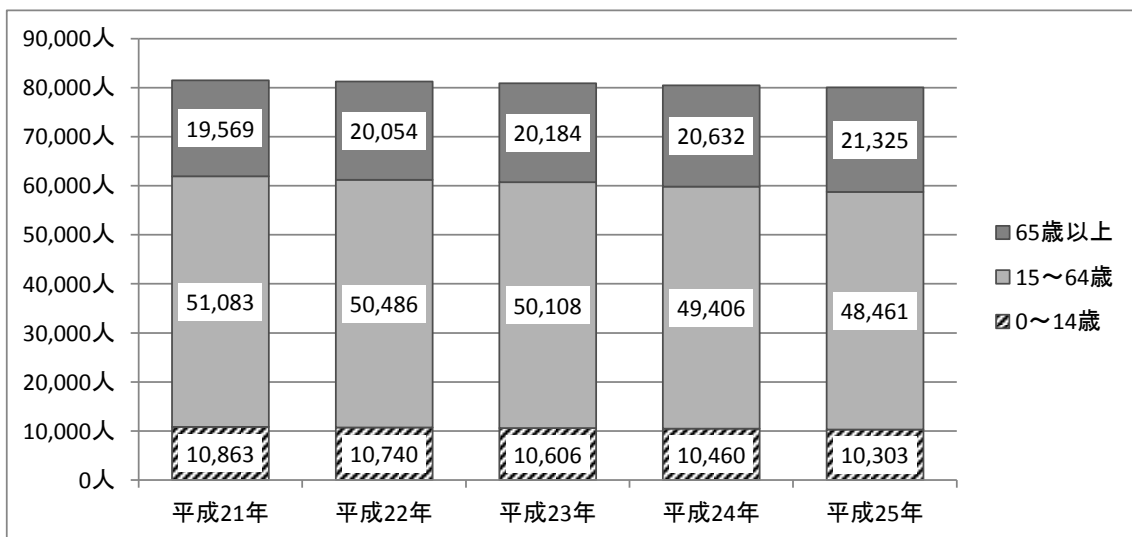
#### 1-1 人口の推移

本市の人口は、平成25年4月1日現在80,089人となっており、平成21年と比べると、1,426人減少しており、年々減少傾向という状況です。

年齢区分別に見ると、平成25年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は10,303人（12.9%）で、平成21年と比べると、560人の減少となっており、年少人口の割合は国や県を下回る水準となっています。

世帯数は、平成25年4月1日現在30,612世帯となっており、平成21年と比べると、811世帯増加している一方、世帯人員は2.62と、こちらは減少傾向となっています。

図表3 年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



区分	本市					県	全国
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
0～14歳	10,863	10,740	10,606	10,460	10,303	1,069,042	16,778,976
	13.3%	13.2%	13.1%	13.0%	12.9%	14.3%	13.1%
15～64歳	51,083	50,486	50,108	49,406	48,461	4,782,785	80,626,569
	62.7%	62.1%	61.9%	61.4%	60.5%	64.1%	62.8%
65歳以上	19,569	20,054	20,184	20,632	21,325	1,610,922	30,968,259
	24.0%	24.7%	24.9%	25.6%	26.6%	21.6%	24.1%
総人口	81,515	81,280	80,898	80,498	80,089	7,462,749	128,373,804
世帯数	29,801	29,922	30,062	30,364	30,612	3,072,876	55,577,563
世帯人員	2.74	2.72	2.69	2.65	2.62	2.43	2.31

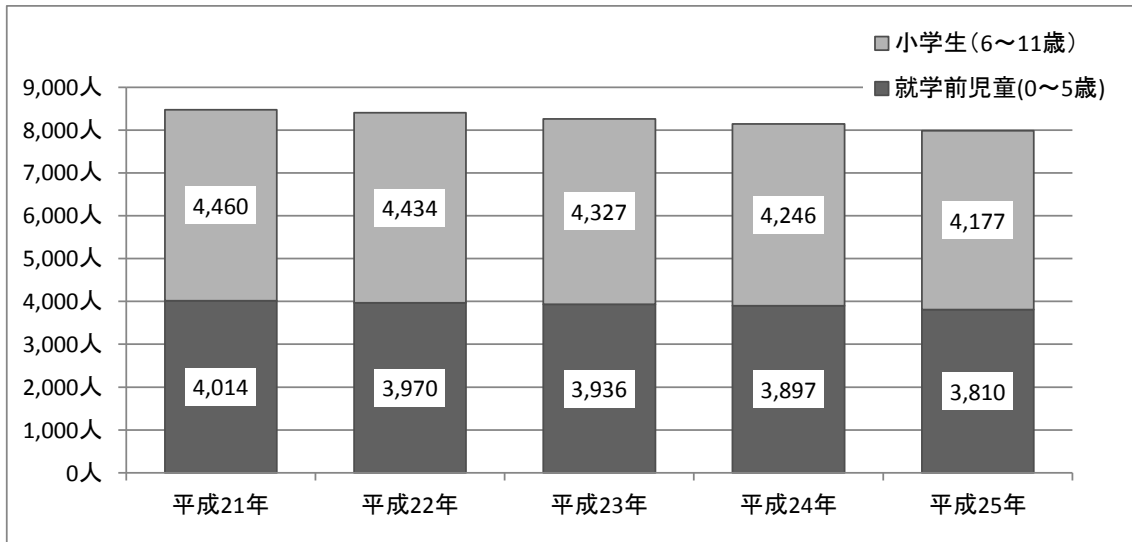
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成25年3月31日現在）

## 1-2 児童数の推移

本市の児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在7,987人となっており、平成21年と比べると487人減少しており、就学前児童（0～5歳）が204人、小学生（6～11歳）は283人のそれぞれ減少となっています。

図表4 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減（平成21～25年）
就学前児童	0歳	638	638	588	606	568	-70
	1歳	662	656	660	602	629	-33
	2歳	666	659	661	676	615	-51
	3歳	665	671	661	666	670	5
	4歳	668	670	688	662	667	-1
	5歳	715	676	678	685	661	-54
	小計	4,014	3,970	3,936	3,897	3,810	-204
小学生	6歳	660	710	678	686	691	31
	7歳	728	669	714	682	681	-47
	8歳	756	734	672	716	684	-72
	9歳	768	762	731	674	717	-51
	10歳	787	776	756	732	673	-114
	11歳	761	783	776	756	731	-30
	小計	4,460	4,434	4,327	4,246	4,177	-283
合計	8,474	8,404	8,263	8,143	7,987	-487	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 1-3 世帯構成

本市の一般世帯数は、平成 22 年 10 月 1 日現在 28,816 世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、「その他の世帯」が減少する一方、「核家族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」が増加しています。

また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」をはじめ、いずれの世帯も増加しています。

「女親と子どもからなる世帯」の割合は平成 22 年 10 月 1 日現在 7.4% となっており、ひとり親家庭は「男親と子どもからなる世帯」を含めて増加傾向が見られます。

図表5 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
一般世帯数※	25,748	27,583	28,816	2,929,943	51,842,307
核家族世帯	14,625	15,540	16,445	1,684,702	29,206,899
	56.8%	56.3%	57.1%	57.5%	56.3%
夫婦のみの世帯	4,470	5,083	5,447	557,931	10,244,230
	17.4%	18.4%	18.9%	19.0%	19.8%
夫婦と子どもからなる世帯	8,182	8,178	8,443	897,439	14,439,724
	31.8%	29.6%	29.3%	30.6%	27.9%
男親と子どもからなる世帯	339	366	422	36,261	664,416
	1.3%	1.3%	1.5%	1.2%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	1,634	1,913	2,133	193,071	3,858,529
	6.3%	6.9%	7.4%	6.6%	7.4%
その他の親族世帯	6,271	5,845	5,201	295,221	5,308,648
	24.4%	21.2%	18.0%	10.1%	10.2%
非親族世帯	111	133	263	25,987	456,455
	0.4%	0.5%	0.9%	0.9%	0.9%
単独世帯	4,741	6,065	6,895	923,424	16,784,507
	18.4%	22.0%	23.9%	31.5%	32.4%

資料：国勢調査

※不詳を含む



子どもがいる世帯の推移を見ると、平成 22 年 10 月 1 日現在、6 歳未満親族のいる一般世帯が 2,994 世帯、18 歳未満親族のいる世帯が 7,524 世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表6 子どもがいる世帯の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
一般世帯数	25,748	27,583	28,816	2,929,943	51,842,307
6 歳未満親族のいる一般世帯数	3,338	3,130	2,994	315,189	4,877,321
	13.0%	11.3%	10.4%	10.8%	9.4%
18 歳未満親族のいる一般世帯数	8,309	7,852	7,524	744,350	11,989,891
	32.3%	28.5%	26.1%	25.4%	23.1%

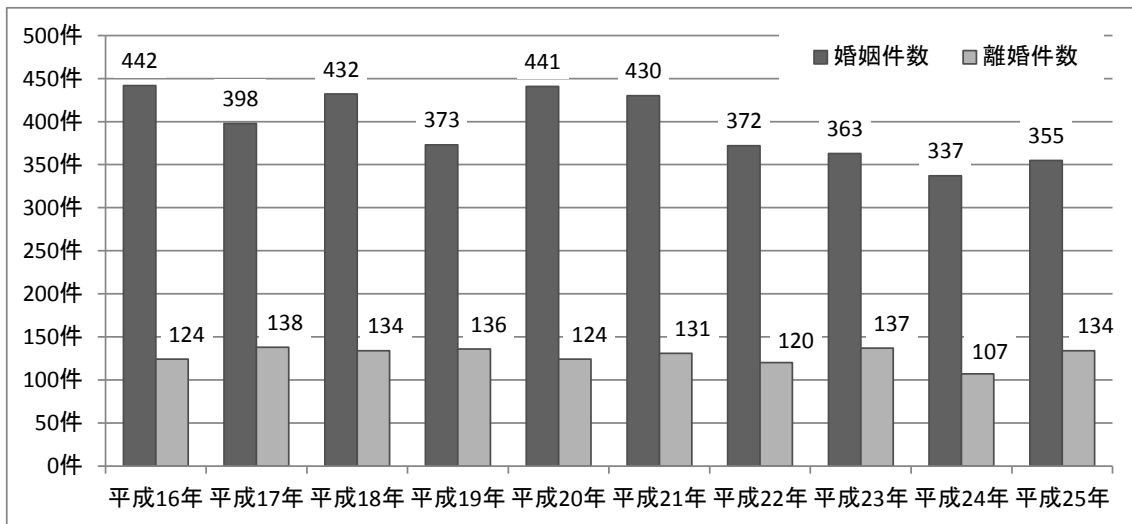
資料：国勢調査

#### 1-4 婚姻動向

本市の婚姻件数は、過去 10 年で 300 件台の前半から 400 件台の前半で、増減を繰り返しており、平成 22 年以降はいずれも 300 件台となっています。

また、離婚件数は、100 件台前半で推移しています。

図表7 婚姻動向（単位：件）



区分	本市										県	全国
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年
婚姻件数	442	398	432	373	441	430	372	363	337	355	42,302	660,613
婚姻率 (人口千人当)	5.4	4.8	5.3	4.5	5.4	5.2	4.5	4.4	4.1	4.4	5.8	5.3
離婚件数	124	138	134	136	124	131	120	137	107	134	13,077	231,383
離婚率 (人口千人当)	1.5	1.7	1.6	1.7	1.5	1.6	1.5	1.7	1.3	1.7	1.8	1.8

資料：人口動態調査

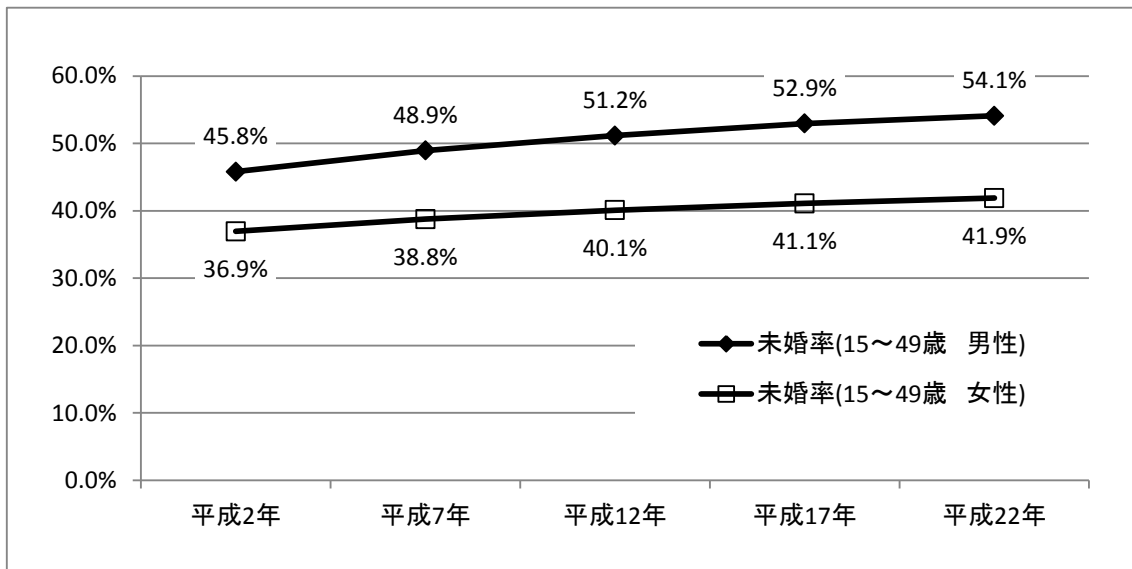
## 1-5 未婚率

本市の15～49歳の未婚率は、平成22年10月1日現在で男性54.1%、女性41.9%となっています。

平成12年と平成22年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男性では30歳代前半までの未婚率は大きな変化は見られない一方、30歳代後半から比較的大きく上昇しており、30歳代後半で約3割（33.9%）が未婚という状況です。

女性については、平成12年と平成22年を比較して、30歳代前半から比較的大きく上昇しており、30歳代前半で約3割（31.2%）が未婚という状況であり、晩婚化・非婚化が進行していることがうかがえます。

図表8 15～49歳未婚率（単位：％）



資料：国勢調査

図表9 年齢階級別未婚率（単位：％）

区分	本市				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成12年	平成22年	平成12年	平成22年	平成22年		平成22年	
15～19歳	99.4%	99.5%	98.6%	99.0%	99.2%	98.9%	99.0%	98.9%
20～24	92.1%	93.1%	87.6%	88.3%	92.2%	87.7%	91.4%	87.8%
25～29	68.5%	70.3%	54.0%	59.5%	69.4%	55.1%	69.2%	58.9%
30～34	42.9%	46.4%	23.7%	31.2%	44.8%	29.4%	46.0%	33.9%
35～39	28.0%	33.9%	11.3%	18.4%	33.6%	18.8%	34.8%	22.7%
40～44	17.4%	30.5%	6.2%	13.7%	26.6%	13.8%	28.0%	17.1%
45～49	15.2%	23.9%	5.1%	9.9%	20.4%	9.7%	22.0%	12.4%
合計	51.2%	54.1%	40.1%	41.9%	51.4%	40.1%	52.0%	42.7%

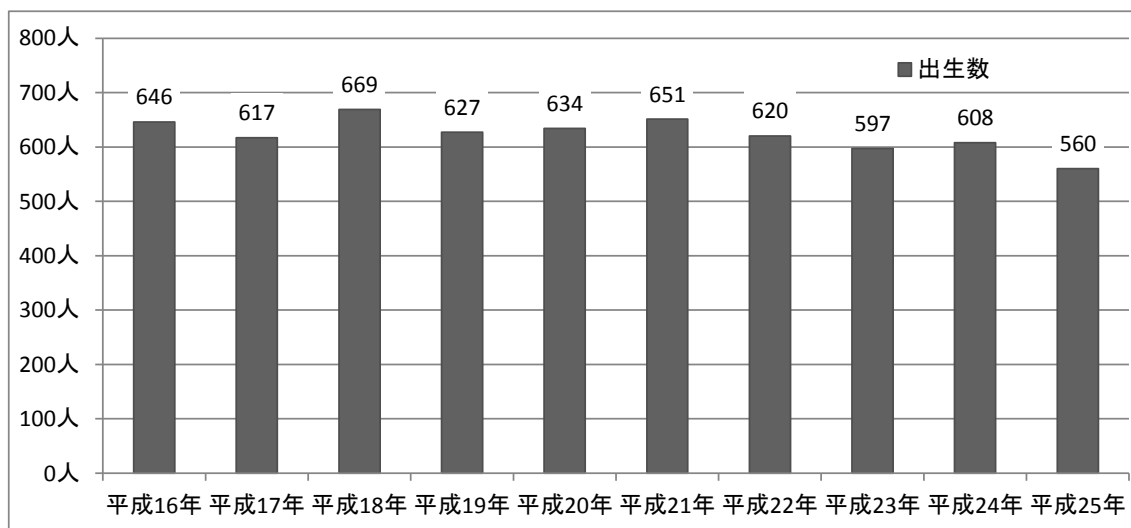
資料：国勢調査

## 1-6 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、平成 25 年で 560 人となっており、年によって増減が見られます。

また、合計特殊出生率は、平成 20 年～平成 24 年の平均で 1.42 となっており、全国平均は上回っているものの、県平均は下回る水準となっています。

図表10 人口動態（単位：人）



資料：人口動態統計

図表11 合計特殊出生率

区分	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年
蒲郡市	1.80	1.54	1.42	1.36	1.37	1.42
県	1.81	1.57	1.48	1.42	1.39	1.51
全国				1.36	1.31	1.38

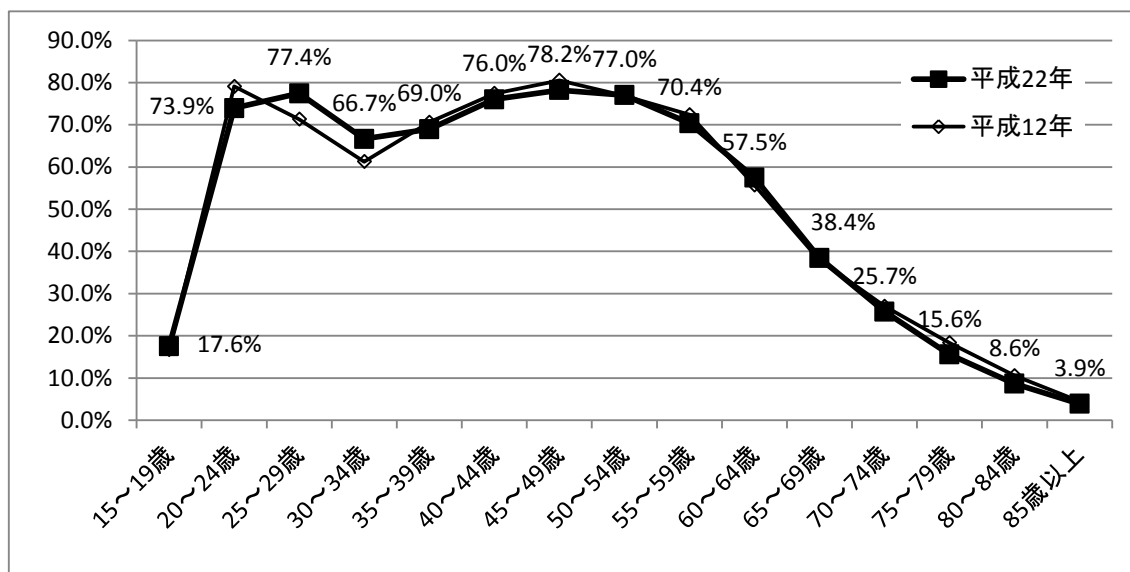
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

## 1-7 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、平成12年では20歳代前半から後半にかけて大きく低下が見られましたが、平成22年では上昇しているなど、晩婚化の影響もうかがえます。

図表12 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設の状況

### 2-1 保育園

本市には、公立保育園 16 園、私立保育園 2 園の計 18 園が設置されており、延長保育は 14 園、発達支援児保育は 16 園、休日保育は 1 園、一時保育は 3 園でそれぞれ実施しています。

図表13 保育園の状況（平成 27 年 4 月 1 日予定）

No.	保育園名	公私	所在地	受入可能年齢	特別保育事業			
					延長 保育	発達支援 児保育	休日 保育	一時 保育
1	東部保育園	公立	豊岡町池田 16-3	3歳児から		○		
2	北部保育園	公立	清田町門前 2-16	生後6か月から	○	○		
3	西部保育園	公立	神ノ郷町荻町田 14-5	生後6か月から	○	○		
4	塩津保育園	公立	竹谷町今御堂 63-1	3歳児から		○		
5	大塚保育園	公立	大塚町後広畑 84-1	3歳児から	○	○		
6	府相保育園	公立	丸山町 3-34	生後6か月から	○	○		
7	三谷東保育園	公立	三谷町東四丁目 146	生後6か月から	○	○		
8	大塚西保育園	公立	大塚町西屋敷 68-1	3歳児から		○		
9	三谷西保育園	公立	三谷町七舗 142-28	生後6か月から	○	○		
10	形原保育園	公立	形原町中村 3-3	生後6か月から	○	○		
11	中部保育園	公立	旭町 22-18	生後6か月から	○	○	○	
12	南部保育園	公立	神明町 22-28	生後6か月から	○	○		○
13	形原南保育園	公立	形原町西根崎 17-4	生後6か月から	○	○		
14	西浦保育園	公立	西浦町丸落 20-3	生後6か月から	○	○		
15	明睦学園 鹿島保育園	私立	鹿島町長田 34-1	生後6か月から	○			
16	宝光福祉会 みどり保育園	私立	豊岡町向山 42	生後6か月から	○			○
17	形原北保育園	公立	金平町三本木 1	3歳児から	○	○		○
18	塩津北保育園	公立	竹谷町道泉 9-1	3歳児から		○		

資料：児童課

保育園の在園児数は、平成 16 年の 1,523 人から、平成 25 年には 1,490 人となっています。

図表14 在園児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人、所）

区分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
在園児数	0歳	10	10	15	15	18	17	19	28	14	16
	1歳	65	62	63	72	82	99	104	93	111	97
	2歳	96	118	122	113	130	155	139	179	150	173
	3歳	372	387	374	408	370	379	379	374	367	365
	4歳	479	460	458	428	447	418	413	419	418	418
	5歳	501	486	459	475	427	456	425	425	427	421
	計	1,523	1,523	1,491	1,511	1,474	1,524	1,479	1,518	1,487	1,490
保育園数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	

資料：児童課

## 2-2 幼稚園

本市には、私立幼稚園が3園設置されています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

平成25年5月1日現在、幼稚園在園児数は640人となっています。

図表15 幼稚園の状況

施設名	所在地
蒲郡あけぼの幼稚園	蒲郡市鹿島町エホシ形 13-1
蒲郡あさひこ幼稚園	蒲郡市三谷町塚前 60-1
木船幼稚園	蒲郡市蒲郡町荒子 81-17

資料：児童課

図表16 幼稚園の状況（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3歳	219	230	215	213	215
4歳	224	218	239	218	210
5歳	228	226	220	234	215
合計	671	674	674	665	640

資料：学校基本調査

## 2-3 小学校

本市には、小学校が13校設置されており、児童総数は平成25年5月1日現在4,253人と、平成21年と比べて303人の減少となっています。

また、学年別で見ると、平成21年と比べて1年生を除くそのほかの学年では児童数が減少しています。

図表17 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
学校数	13	13	13	13	13
学級数	188	189	191	190	189
児童総数	4,556	4,512	4,408	4,319	4,253
1年生	682	719	690	696	699
2年生	746	684	727	695	693
3年生	759	748	688	725	696
4年生	783	765	748	693	727
5年生	814	790	759	748	691
6年生	772	806	796	762	747

資料：学校基本調査

図表18 小学校別児童数、学級数（平成25年5月1日現在）（単位：人、学級）

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	学級数
蒲郡南部	46	53	60	59	51	64	333	14
蒲郡東部	40	55	51	51	47	50	294	14
蒲郡北部	53	52	53	44	47	49	298	14
蒲郡西部	10	12	13	12	10	17	74	7
三谷	41	42	51	38	39	51	262	14
塩津	95	81	82	89	88	83	518	22
大塚	52	45	38	55	56	62	308	14
形原	52	49	70	68	69	83	391	17
西浦	34	37	31	35	33	44	214	9
形原北	93	97	93	107	87	93	570	21
中央	77	49	50	50	64	44	334	15
三谷東	52	56	50	61	51	50	320	14
竹島	54	65	54	58	49	57	337	14
合計	699	693	696	727	691	747	4,253	189

資料：学校基本調査

## 2-4 児童館

本市は、児童館を7館設置しており、児童を対象に、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的としています。

開館時間は、各館とも午前9時から午後5時まで、児童厚生員による遊びの指導を通して、子どもの成長を支援します。

図表19 児童館

児童館	所在地	開館日	休館日
おおつか児童館	蒲郡市大塚町上中島 41	火曜日から日曜日・ 子どもの日	月曜日・祝日・年末 年始
みや児童館	蒲郡市三谷北通二丁 目 259-1	月曜日から土曜日・ 子どもの日	日曜日・祝日・年末 年始
がまごおり児童館	蒲郡市神明町 22-28	水曜日から月曜日・ 子どもの日	火曜日・祝日・年末 年始
ちゅうぶ児童館	蒲郡市水竹町木船 25-2	月曜日から土曜日・ 子どもの日	日曜日・祝日・年末 年始
しおつ児童館	蒲郡市竹谷町今御堂 36-1	火曜日から日曜日・ 子どもの日	月曜日・祝日・年末 年始
かたはら児童館	蒲郡市形原町北双太 山 91-2	火曜日から日曜日・ 子どもの日	月曜日・祝日・年末 年始
にしうら児童館	蒲郡市西浦町西馬相 21	月曜日から土曜日・ 子どもの日	日曜日・祝日・年末 年始

資料：児童課



## 2-5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後、家に保護者等がない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供することを目的としています。

本市では、各小学校区に1つ、計13クラブを整備しています。

なお、放課後児童クラブの対象は、児童福祉法の改正により、今後は、小学4年生以上を含むすべての小学生が対象となります。

図表20 放課後児童クラブ

名称	実施施設名	所在地	対象学区
	学校からの距離		
大塚児童クラブ	おおつか児童館	大塚町上中島 41	大塚小学校
	500m		
三谷児童クラブ	みや児童館	三谷北通二丁目 259-1	三谷小学校
	300m		
三谷東児童クラブ	三谷東小学校	三谷町南山 1-7	三谷東小学校
	—		
蒲郡東部児童クラブ	蒲郡東部小学校	豊岡町池田 3	蒲郡東部小学校
	—		
蒲郡南部児童クラブ	がまごおり児童館	神明町 22-28	蒲郡南部小学校
	隣接		
竹島児童クラブ	竹島小学校	府相町三丁目 40	竹島小学校
	—		
蒲郡北部児童クラブ	蒲郡北部小学校	清田町間堰 52	蒲郡北部小学校
	—		
蒲郡西部児童クラブ	ちゅうぶ児童館	水竹町木船 25-2	蒲郡西部小学校
	850m		
塩津児童クラブ	しおつ児童館	竹谷町今御堂 36-1	塩津小学校
	隣接		
中央児童クラブ	中央小学校	緑町 3-49	中央小学校
	—		
形原北児童クラブ	かたはら児童館	形原町北双太山 91-2	形原北小学校
	1,500m		
形原児童クラブ	形原小学校	形原町御嶽 34-2	形原小学校
	—		
西浦児童クラブ	にしうら児童館	西浦町西馬相 21	西浦小学校
	600m		

資料：児童課

## 2-6 子育て支援センター

本市は、子育て支援センターを3か所設置しています。

子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

図表21 子育て支援センター

名称	所在地	開所日	開所時間
中央子育て支援センター (さんぼ道)	蒲郡市八百富町 14-2	月曜日から 金曜日	午前 10 時から午後 4 時
西部子育て支援センター (すくすく)	蒲郡市金平町三本木 1 (形原北保育園内)	月曜日から 金曜日	午前 9 時から午後 5 時
東部子育て支援センター (ぴよぴよ)	蒲郡市豊岡町向山 42 (みどり保育園内)	月曜日から 金曜日	午前 9 時から午後 5 時

資料：児童課

## 2-7 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所は、市内に3か所整備されており、心身の発達の遅れ又はそのおそれのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育てのあり方を考え、お子さんの成長を援助する施設となっています。

図表22 児童発達支援事業所

名称	所在地	対象児童
がまごおり・こどもデイサービス	神明町 18-4(勤労福祉会館内)	未就学児
がまごおり・ふれあいの場	浜町 93(浜町福祉センター内)	未就学児
ハービー & マックローリン 陽だまり介護センター	三谷町諏訪山 76-102	未就学児

資料：福祉課

### 3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

#### (1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、就学前児童及び小学生の各保護者を対象に、教育・保育や子育て支援等のニーズを把握するために、平成 25 年 11 月～12 月に次の内容により実施しました。

図表23 ニーズ調査の概要

対象	調査内容	調査方法
①就学前児童の保護者	<p>就学前児童の保護者を対象とする調査は、国から利用希望の把握方法のひな形が示されており、内容としては、国から示されたひな形を基礎とし、市独自の質問項目を一部加えた次のような内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① お子さんご家族の状況</li> <li>② お子さんの育ちをめぐる環境</li> <li>③ 保護者の就労状況</li> <li>④ 平日の保育園や幼稚園などの利用</li> <li>⑤ 病児・病後児保育</li> <li>⑥ 休日等の保育園や幼稚園などの利用</li> <li>⑦ お子さんの一時預かり</li> <li>⑧ お子さんの宿泊を伴う一時預かり</li> <li>⑨ 子育て支援サービス全般</li> <li>⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方</li> <li>⑪ 子育て全般</li> </ul>	郵送による 配付・回収
②就学児（小学1年生～3年生）の保護者	<p>次のような内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① お子さんご家族の状況</li> <li>② お子さんの育ちをめぐる環境</li> <li>③ 放課後の過ごし方</li> <li>④ 子育て支援サービス全般</li> <li>⑤ 子育て全般</li> </ul>	郵送による 配付・回収

調査の結果、回収率は①就学前児童の保護者で 43.0%、②就学児童（小学生）の保護者で 42.1%となっています。

図表24 ニーズ調査の回収結果

対象	配付件数	回収件数	回収率
①就学前児童の保護者	3,000	1,295	43.0%
②就学児（小学1年生～3年生）の保護者	1,000	421	42.1%

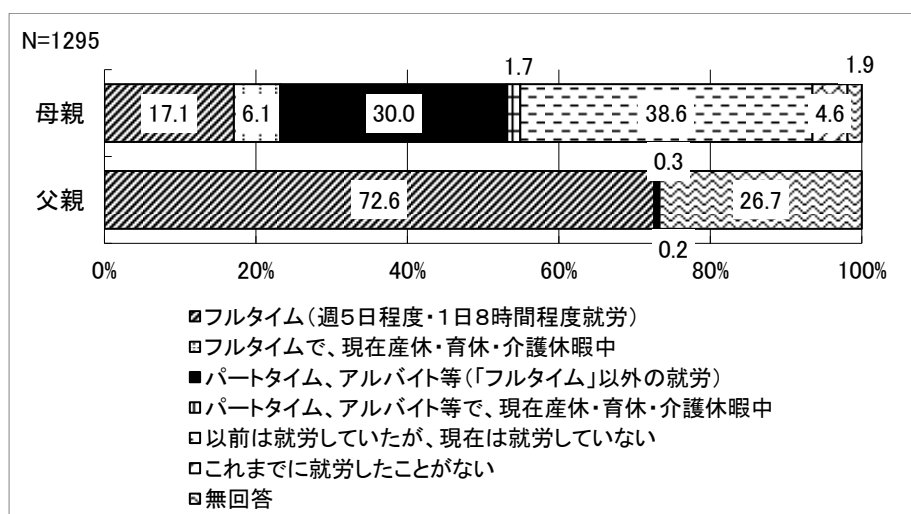
## (2) 今後の主な課題

- 出産や子育てを行う年齢層の女性における労働力率の上昇を踏まえつつ、3歳未満児から利用できる保育等サービスの充実と、働きながら子育てができる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- 子育て支援センターをはじめ、子育てに関する市内の相談窓口の周知と活用促進
- 保育園と幼稚園の関係について、一体的運営や連携が望ましいとする意見が比較的多く見られることを踏まえつつ、認定こども園の整備の検討をはじめ、質の高い教育・保育の一体的な提供
- 病児保育、子育て支援センター、放課後児童クラブなど、ニーズに応じた子ども・子育て支援に関わる事業の充実

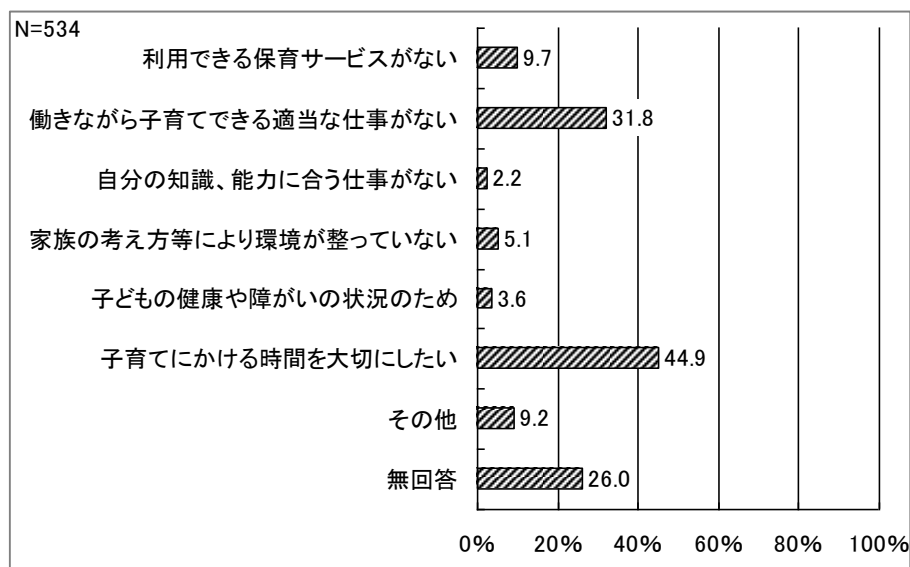
### 《保護者の就労状況》

- ▶ 母親の就労状況は、『以前は就労していたが、現在は就労していない』が38.6%、『パートタイム、アルバイト等』が30.0%、『フルタイム』が17.1%
- ▶ 母親が現在働いていない理由は、『子育てにかかる時間を大切にしたい』が44.9%と最も多く、『働きながら子育てできる適当な仕事がない』が31.8%

図表25 《保護者の就労状況》【就学前児童の保護者調査】



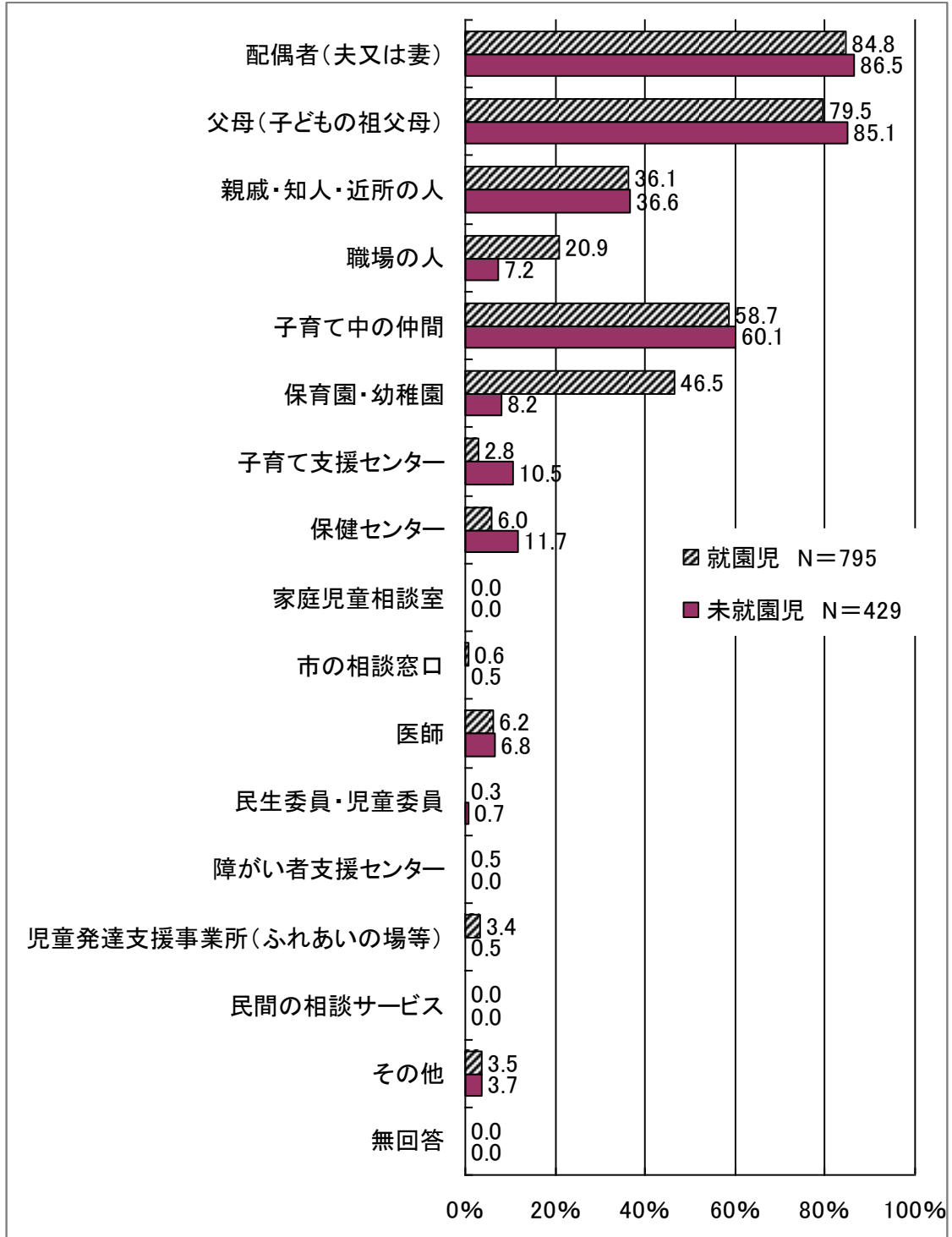
図表26 《母親が現在働いていない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《子育てについての相談先》

- ▶ 子育てについて気軽に相談できる先は、家族や親族、友人・知人以外では、就園児の保護者の場合は『子育て中の仲間』が58.7%、『幼稚園・保育園』が46.5%。未就園児の保護者の場合は、『子育て中の仲間』が60.1%、『保健センター』が11.7%、『子育て支援センター』が10.5%

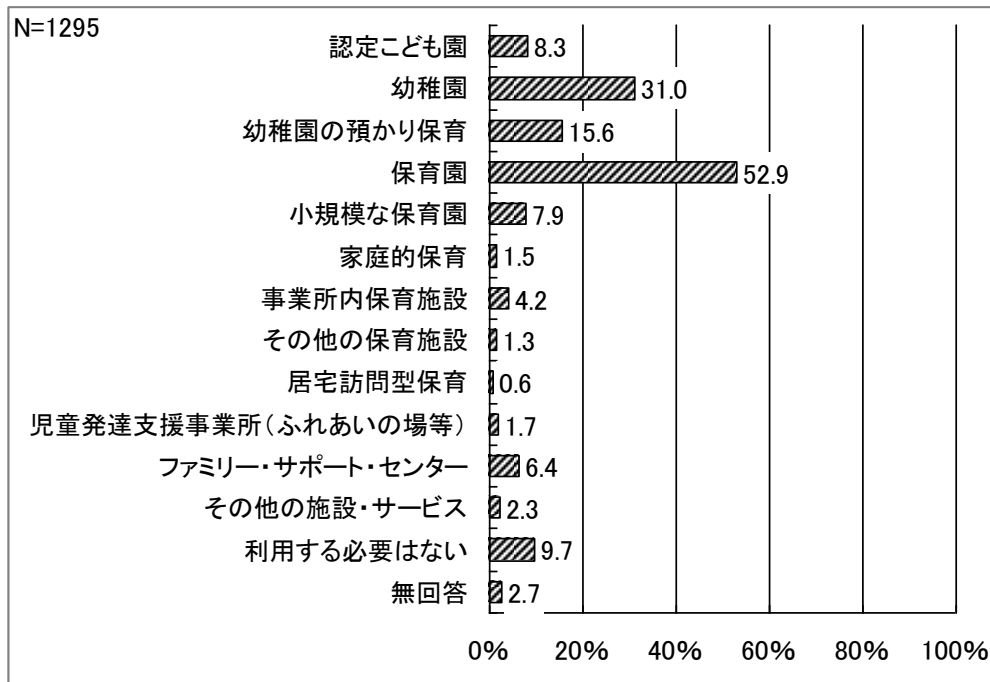
図表27 《子育てについての相談先 [就園児・未就園児別クロス集計結果] 【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向等》

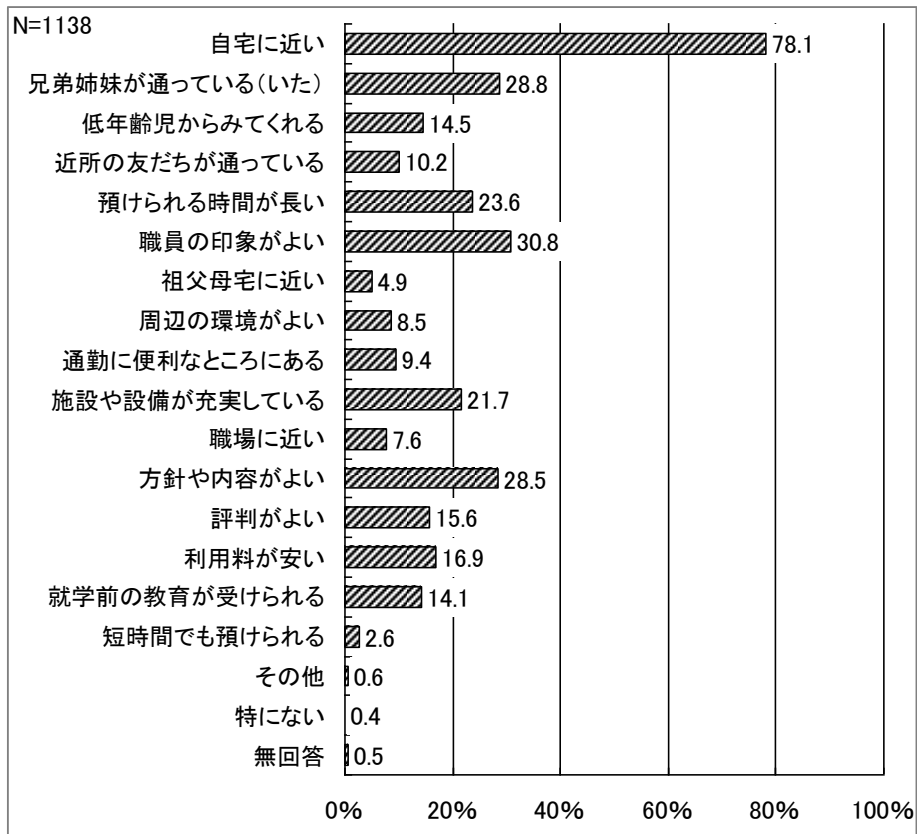
- ▶ 今後、お子さんが平日に定期利用したい施設・サービスは、『保育園』が52.9%、『幼稚園』が31.0%、『認定こども園』が8.3%

図表28 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 施設・サービスを選ぶときに重視する点は、『自宅に近い』が78.1%と最も高く、次いで『職員の印象がよい』が30.8%。保育園の利用希望を持つ方に限定すると、『自宅に近い』が86.0%

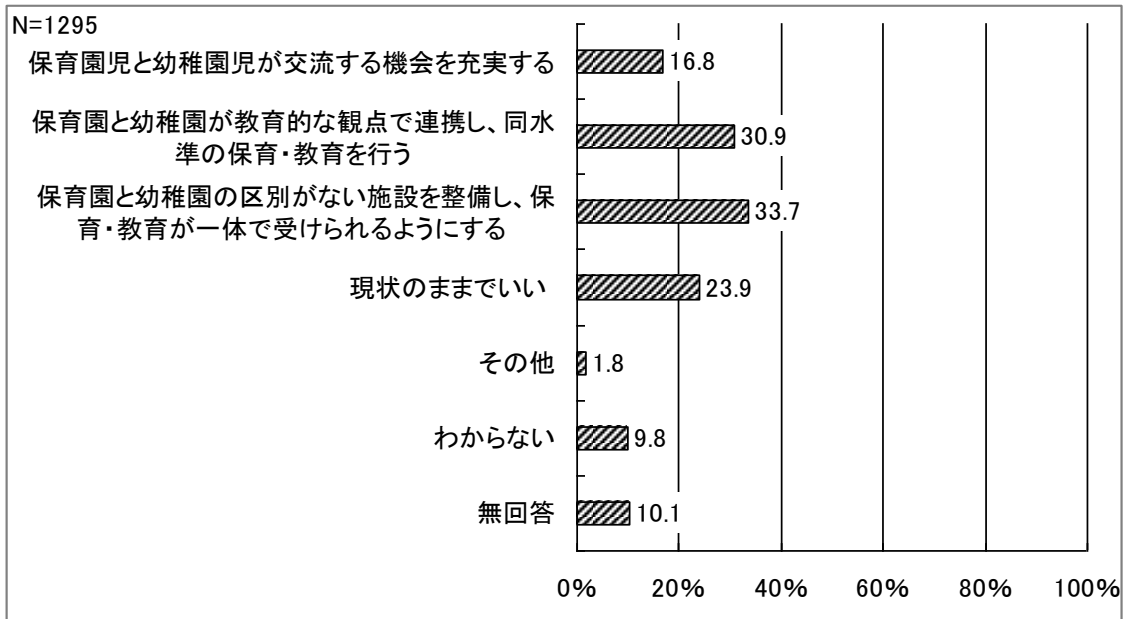
図表29 《施設・サービスを選ぶときに重視する点【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《保育園と幼稚園の関係について》

- ▶ 今後の保育園と幼稚園の関係については、『保育園と幼稚園の区別がない施設を整備し、保育・教育が一体で受けられるようにする』が33.7%、『保育園と幼稚園が教育的な観点で連携し、同水準の保育・教育を行う』が30.9%

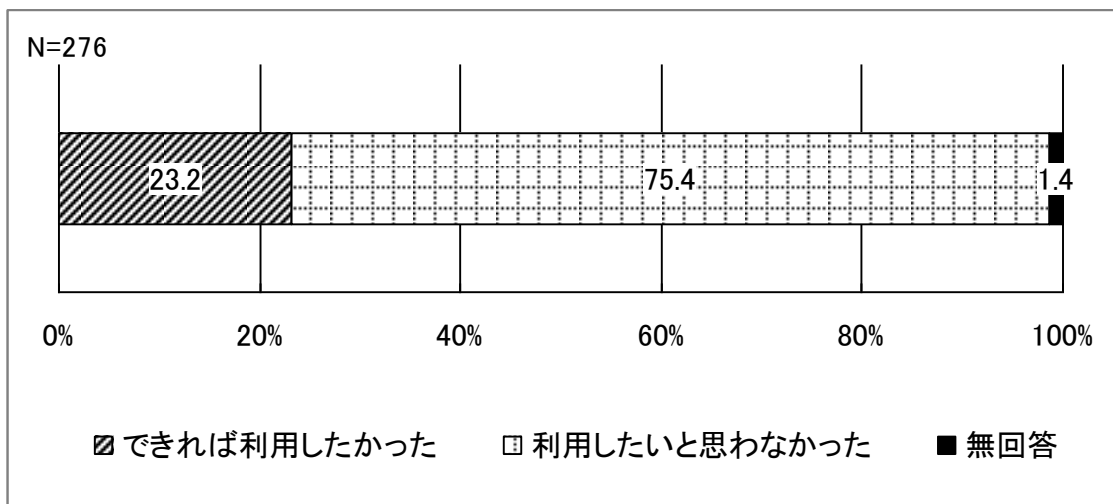
図表30 《今後の保育園と幼稚園の関係について【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《子ども・子育て支援に関わる事業の利用意向》

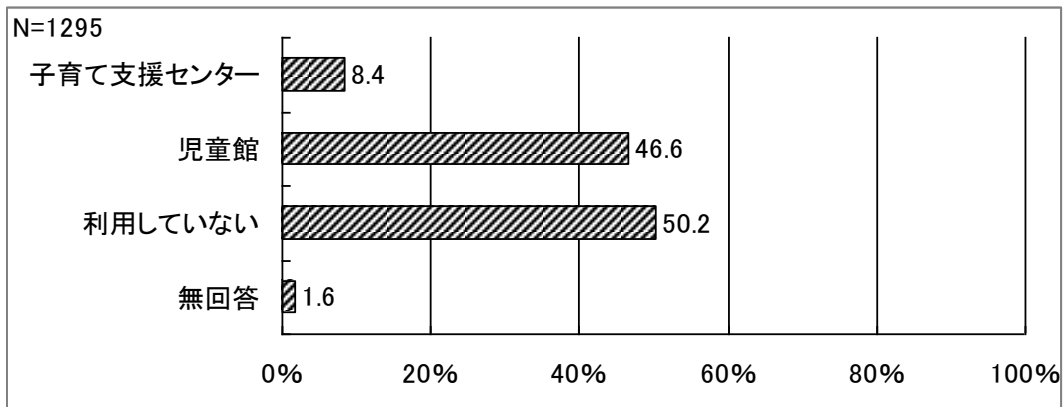
- ▶ 子どもの病気やケガの際、父親又は母親が休んで対応した方については『(病児・病後児保育を)できれば利用したかった』という方が23.2%

図表31 《病児・病後児保育を利用したいと思ったか【この1年間に子どもの病気やケガで園などを利用できなかったことがあり、父親又は母親が休んで対応したことがある方】》【就学前児童の保護者調査】

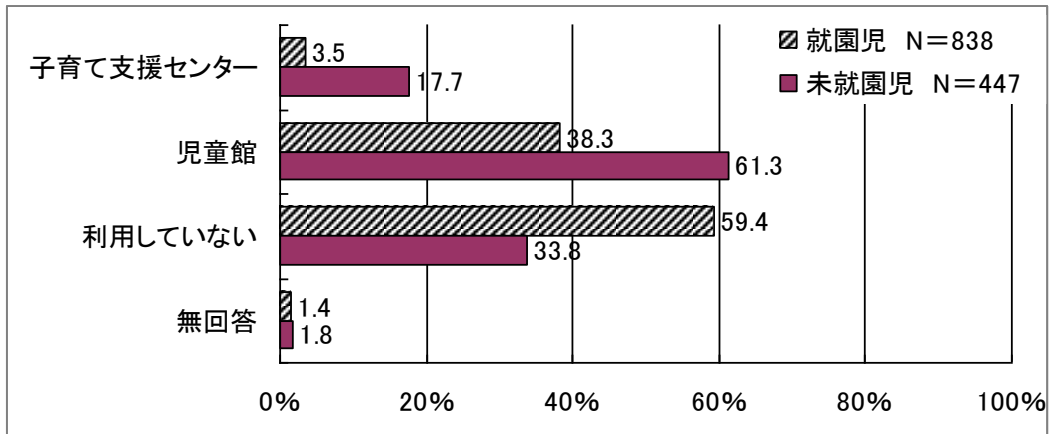


- ▶ 子育て支援センターや児童館の利用状況は、『児童館』が46.6%、『子育て支援センター』が8.4%
- ▶ 未就園児の場合は、『子育て支援センター』が17.7%

図表32 《子育て支援センターや児童館の利用状況【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】

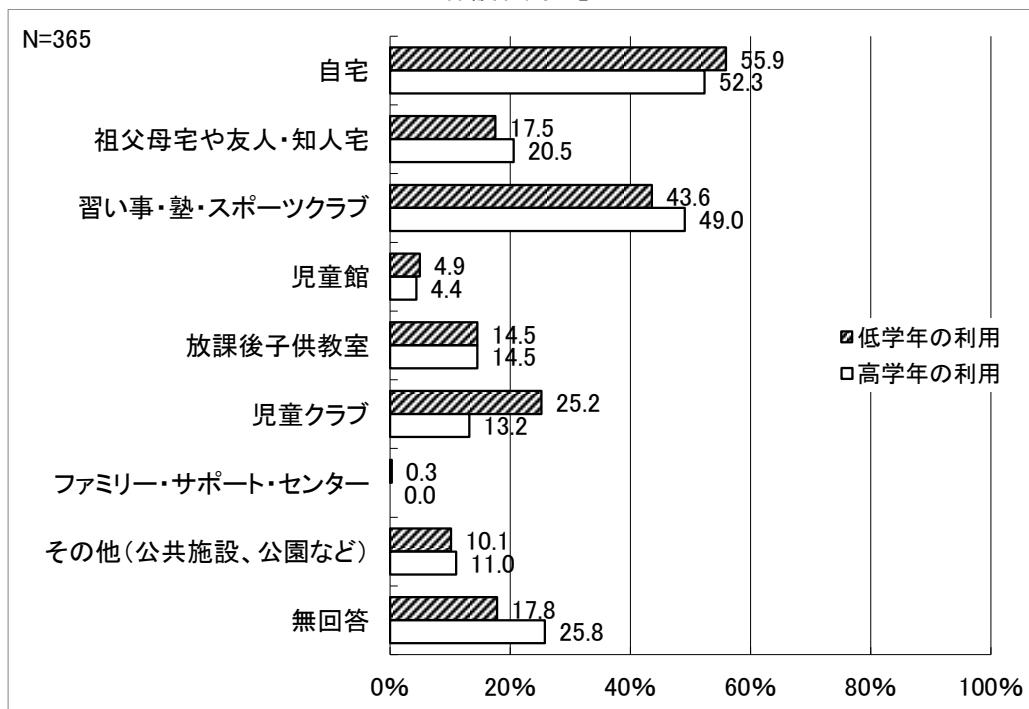


図表33 《子育て支援センターや児童館の利用状況 [就園児・未就園児別クロス集計結果]【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、『児童クラブ』の利用希望は低学年の間で25.2%、高学年になってからは13.2%

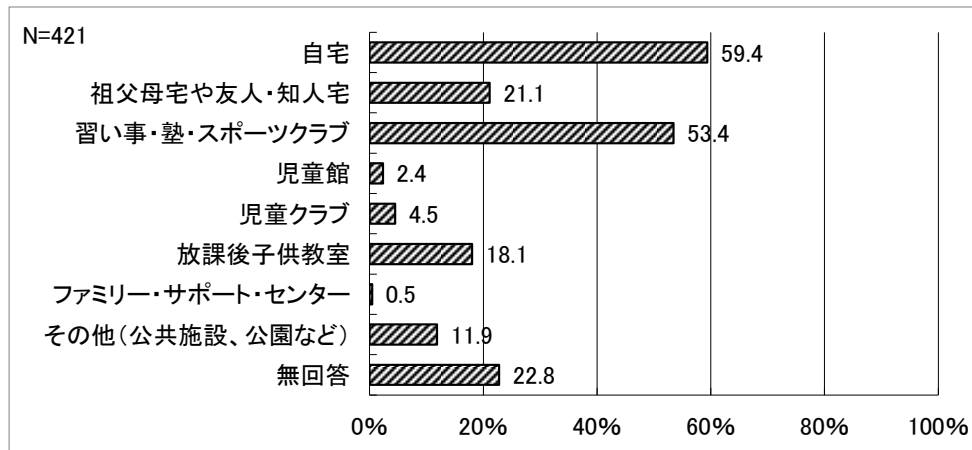
図表34 《小学校就学後の放課後の過ごし方の意向【複数回答】》【就学前児童（5歳以上）の保護者調査】





- ▶ 高学年になったときの放課後の過ごし方の意向は、『児童クラブ』が 4.5%、『放課後子供教室』が 18.1%

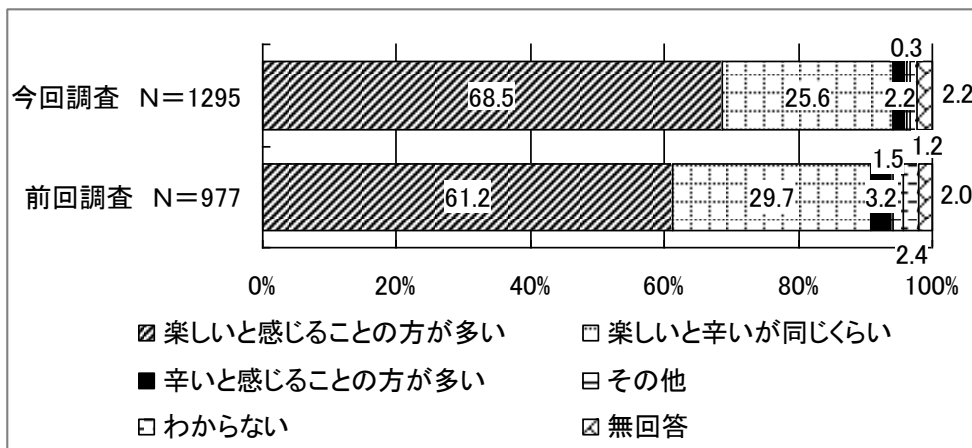
図表35 《小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方の意向【複数回答】》【小学生の保護者調査】



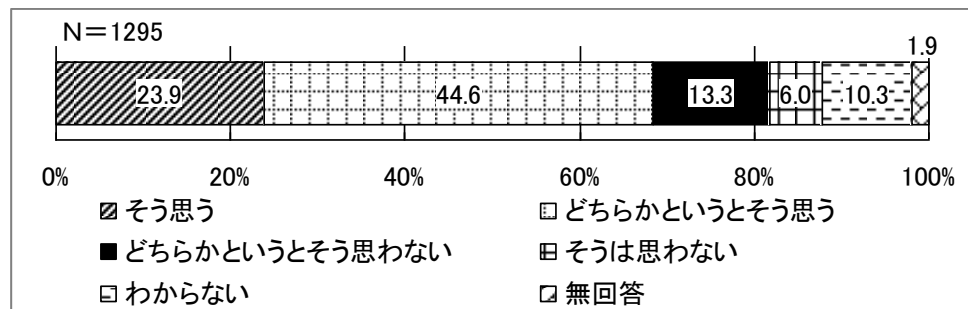
### 《子育て全般について》

- ▶ 子育てをどのように感じることを聞いたところ、『楽しいと感じることの方が多』が 68.5%と最も多く、前回調査からは若干上昇。次いで『楽しいと辛いと同じくらい』が 25.6%で、『辛いと感じることの方が多』は 2.2%
- ▶ 蒲郡市を子育てしやすいまちと感じている方は、『そう思う (23.9%)』と『どちらかというと思う (44.6%)』を合わせると 68.5%

図表36 《小学校就学後の放課後の過ごし方の意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】

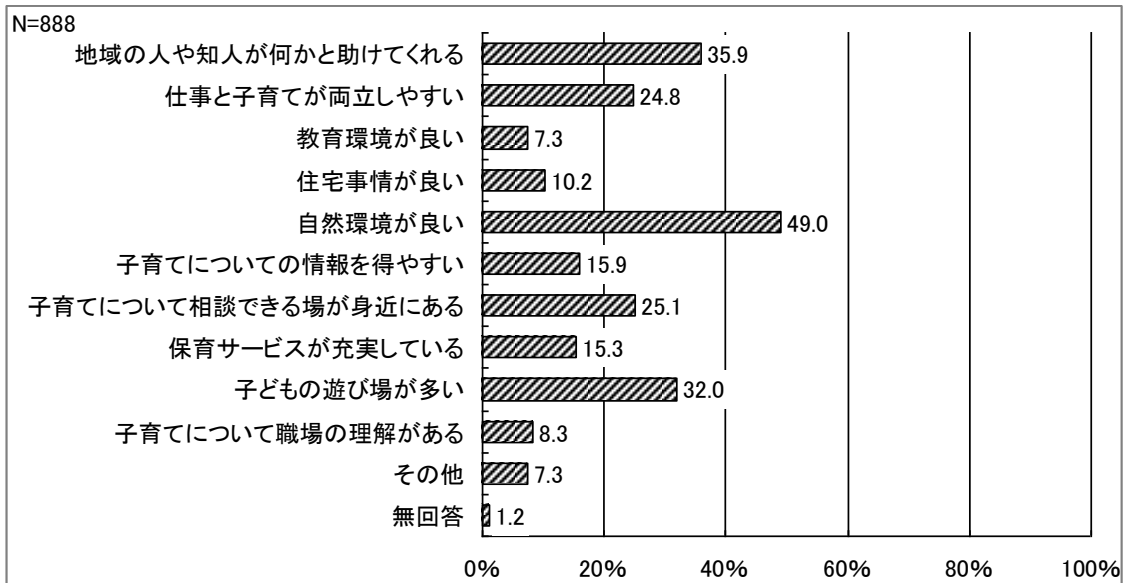


図表37 《蒲郡市は、子育てをしやすいまちだと思うか》【就学前児童の保護者調査】

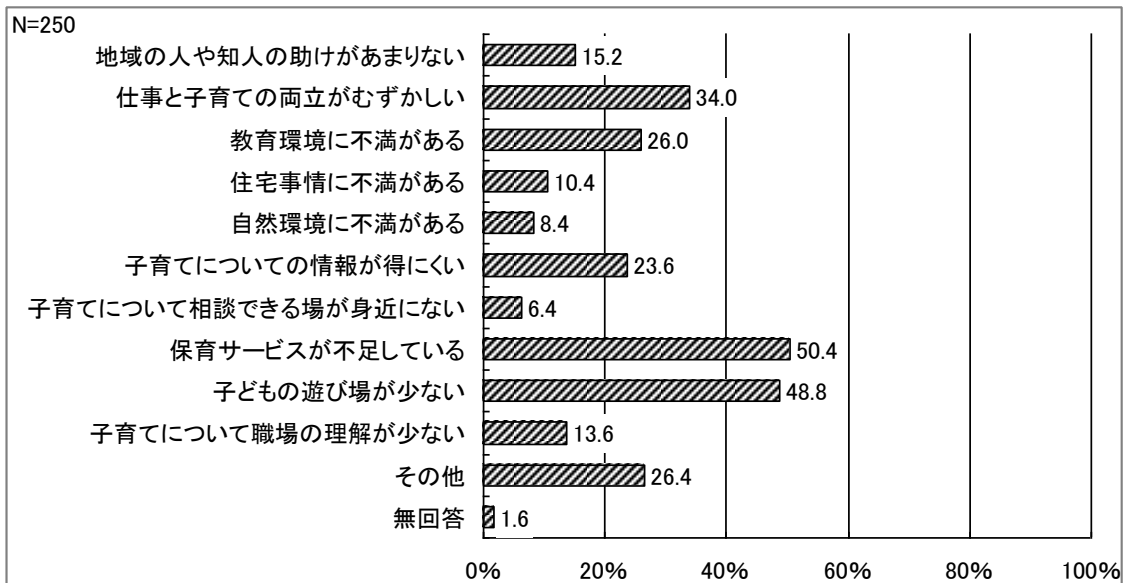


- ▶ 蒲郡市で子育てしやすいと思う理由は、『自然環境が良い』が49.0%と最も多く、次いで『地域の人や知人が何かと助けてくれる』が35.9%
- ▶ 蒲郡市で子育てしやすいと思わない理由は、『保育サービスが不足している』が50.4%、『子どもの遊び場が少ない』が48.8%と、これらが上位2つ

図表38 《蒲郡市で子育てしやすいと思う理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



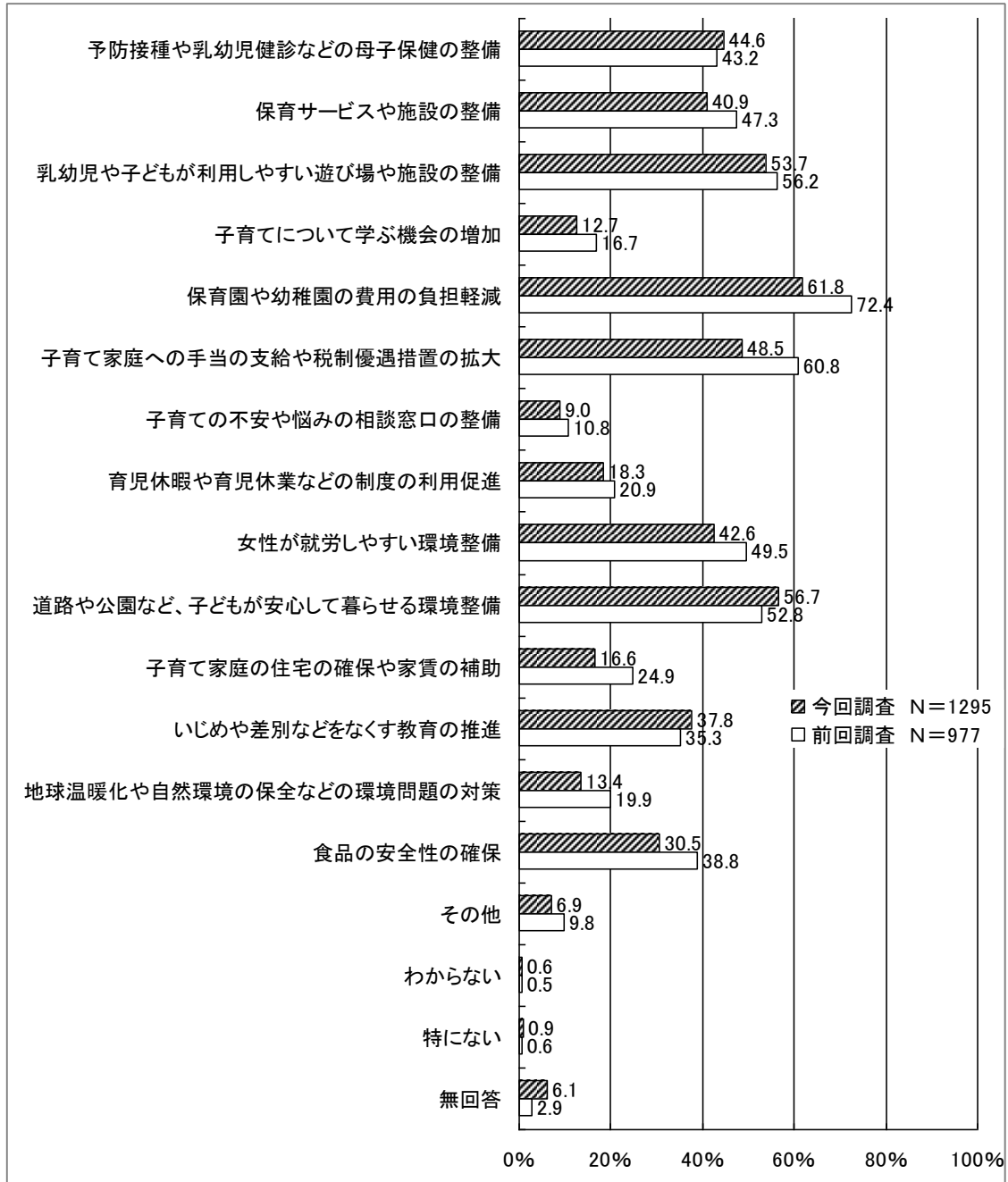
図表39 《蒲郡市で子育てしやすいと思わない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《子育てしやすい環境の整備のために、行政に期待すること》

- ▶ 行政に期待することは、前回調査と同様に『保育園や幼稚園の費用の負担軽減』が61.8%と最も多く、次いで『道路や公園など、子どもが安心して暮らせる環境整備』が56.7%、『乳幼児や子どもが利用しやすい遊び場や施設の整備』が53.7%と続く

図表40 《子育てしやすい環境の整備のために、行政に期待すること【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 第3章 計画の基本理念等

### 1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、前計画「蒲郡市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指して、『みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡』とします。

【基本理念】

---

みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡

---

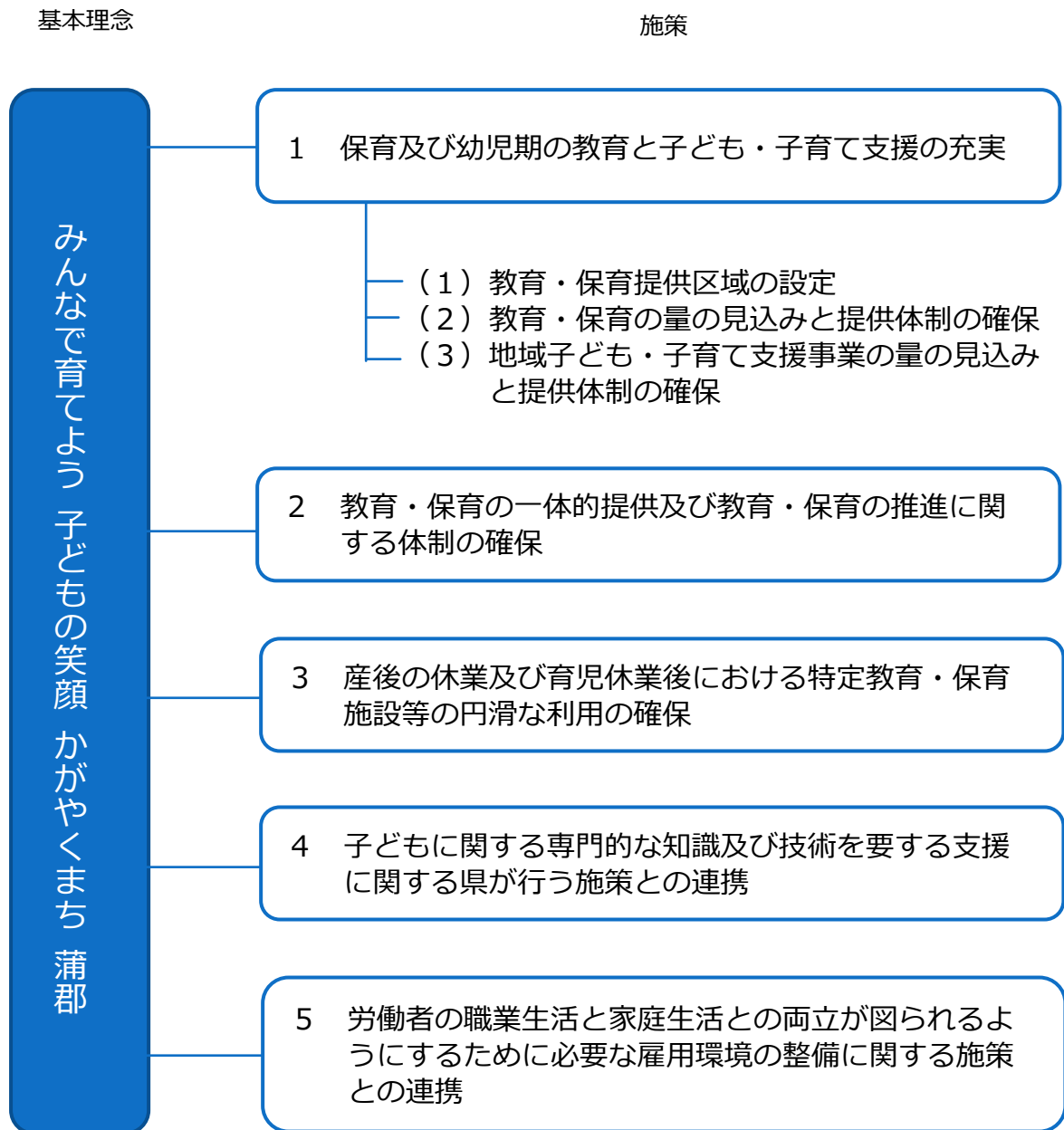
### 2 基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。



## 4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（平成 27 年～31 年）の 0～11 歳について、過去 5 年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

図表41 児童人口の推計（単位：人）

年齢	実績	推計					27→31 増減
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	568	560	546	532	520	507	-53
1 歳	629	650	578	564	550	538	-112
2 歳	615	597	662	589	575	561	-36
3 歳	670	640	597	662	589	575	-65
4 歳	667	621	646	602	668	594	-27
5 歳	661	678	623	648	604	670	-8
小計	3,810	3,746	3,652	3,597	3,506	3,445	-301
6 歳	691	675	684	629	654	610	-65
7 歳	681	668	676	685	630	655	-13
8 歳	684	694	670	678	687	632	-62
9 歳	717	683	694	670	678	687	4
10 歳	673	682	681	692	668	676	-6
11 歳	731	714	681	680	691	667	-47
小計	4,177	4,116	4,086	4,034	4,008	3,927	-189
合計	7,987	7,862	7,738	7,631	7,514	7,372	-490

年齢	実績	推計					27→31 増減
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	568	560	546	532	520	507	-53
1～2 歳	1,244	1,247	1,240	1,153	1,125	1,099	-148
3～5 歳	1,998	1,939	1,866	1,912	1,861	1,839	-100
6～8 歳	2,056	2,037	2,030	1,992	1,971	1,897	-140
9～11 歳	2,121	2,079	2,056	2,042	2,037	2,030	-49

※平成 25 年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

## 第4章 保育及び幼児期の教育と子ども・子育て支援の充実

本市は、保育及び幼児期の教育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

### ◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。

### ◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

### ◇ 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。

### ◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。

### ◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

## 【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表42 家庭類型の分類方法

父親	母親		パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
母親不在	<b>タイプA</b>					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		<b>タイプB</b>	<b>タイプC</b>	<b>タイプC'</b>		<b>タイプD</b>
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	<b>タイプC</b>	<b>タイプE</b>	<b>タイプE'</b>		
	64時間以上 120時間未満	<b>タイプC'</b>				
64時間未満		<b>タイプD</b>				<b>タイプF</b>
現在は就労していない 就労したことがない		<b>タイプD</b>				<b>タイプF</b>

図表43 家庭類型の分類結果（単位：人）

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	42	4.4%	42	4.4%
タイプB	フルタイム × フルタイム	241	25.3%	269	28.2%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部)	206	21.6%	194	20.4%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	93	9.7%	132	13.9%
タイプD	専業主婦(夫) 家庭	369	38.7%	313	32.8%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間~120 時間の一部)	1	0.1%	1	0.1%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	2	0.2%	2	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		954	100.0%	953	100.0%

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市は下限時間を64時間と設定。なお、現行制度における本市の保育園の入園基準は、3歳以上児は1か月の就労日数15日以上、1日の就労時間4時間以上（計60時間）、3歳未満児は1か月の就労日数15日以上、1日の就労時間6時間以上（計90時間）



## 1 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

### (1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表44 平日日中の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
		共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育園、地域型保育事業
			認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

## (2) 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ① 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズ【保育の必要ありで幼稚園希望】を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、現段階では市内の既存の幼稚園で新制度の特定教育・保育施設への移行が決まっている施設はないため、確認を受けない幼稚園として、収容定員（697人）のうち市内児童の割合分（97.0%）と特定教育・保育施設（認定こども園）の利用定員の合計を確保方策（利用定員）として設定します。

図表45 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズ【保育の必要ありで幼稚園希望】を含む）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	672 (156)	647 (150)	662 (153)	645 (149)	638 (148)
確保方策	676	731	710	710	710
特定教育・保育施設	－	55	34	34	34
確認を受けない幼稚園	676	676	676	676	676

※（ ）内数字は2号認定教育ニーズ【保育の必要ありで幼稚園希望】の量の見込みで内数を示す。

### ② 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、各年度の量の見込みが平成25年4月1日現在の3～5歳の保育園在園児数（1,204人）を下回っていることから、既存の保育園の受け入れ体制により量の見込みをすべて確保し、各保育園・認定こども園の利用定員の合計を確保方策（利用定員）として設定します。

図表46 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	1,188	1,143	1,171	1,140	1,127
確保方策	1,391	1,391	1,382	1,382	1,382
特定教育・保育施設	1,391	1,391	1,382	1,382	1,382
認可外保育施設	－	－	－	－	－

### ③ 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、各年度の量の見込みが平成26年9月1日現在の保育園在園児数（0歳30人、1・2歳296人）の実績を上回っているため、0～2歳児クラスを実施している保育園・認定こども園の受け入れ基盤の確保を進めて、0歳児では、平成30年度までに保育園・認定こども園ですべて確保し、1・2歳児では、平成28年度に保育園と認可外保育施設で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表47 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	67	66	64	63	61
確保方策	60	60	60	63	63
特定教育・保育施設	60	60	60	63	63
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

（1・2歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	392	390	362	354	345
確保方策	390	390	390	384	378
特定教育・保育施設	357	357	357	351	345
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	33	33	33	33	33

### ④ 0～2歳児童の保育利用率

0～2歳児童の保育利用率は、平成25年4月1日現在で15.8%（0～2歳人口1,812人のうち、保育園在園児童286人）となっており、国から示された基本指針等に従って、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表48 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、％〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口（0～2歳）	1,807	1,786	1,685	1,645	1,606
保育園在園児童数	417	417	417	414	408
保育利用率	23.1	23.3	24.7	25.2	25.4

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

#### (1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表49 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業(延長保育事業)	11 時間等を超えて保育を行う事業	0～5 歳児
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びと生活の場を提供し、健全育成活動を行う事業	1～3 年生 4～6 年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、就労などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	未就園児
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5 歳児
		保育園その他の場所での一時預かり	0～5 歳児
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	満 1 歳～6 年生
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0 歳～6 年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0 歳～6 年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

## (2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ① 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

確保方策等は、各年度の量の見込みが実績値（平成24年度335人）と大きな差はないため、既存の体制で受け入れ可能と判断し、量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表50 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	346	337	332	323	318
確保方策	346	337	332	323	318

## ② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びと生活の場を提供し、健全育成活動を行う事業です。

確保方策等は、各年度の量の見込みが実績値（平成 25 年度 小学 1～3 年生 418 人 小学 4～6 年生 24 人）を上回っているため、現在、実施している児童クラブの受け入れ基盤の確保を着実に進めて、平成 31 年度までに量の見込みをすべて確保する設定としています。

また、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験、交流活動などを行う放課後子供教室の実施については、ニーズに応じ、余裕教室等学校の状況を見ながら検討します。

図表51 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	588 (579)	585 (608)	575 (662)	672	699
小学 1～3 年生(6～8 歳)	494 (530)	492 (558)	483 (599)	617	640
小学 4～6 年生(9～11 歳)	94 (49)	93 (50)	92 (63)	55	59
確保方策	457 (551)	475 (584)	498 (576)	632	699
小学 1～3 年生(6～8 歳)	427 (530)	435 (552)	443 (573)	601	640
小学 4～6 年生(9～11 歳)	30 (21)	40 (32)	55 (3)	31	59

※ 平成 27 年度～平成 29 年度の（ ）内数字は実績値を示す。

## ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

確保方策等は、量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表52 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	28	27	27	26	26
確保方策	28	27	27	26	26

#### ④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策等は、量の見込みを既存の3か所の子育て支援センターですべて確保する設定としています。

図表53 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）〈単位：人回/年〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	16,990	16,793	15,843	15,467	15,101
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

#### ⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

##### ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

確保方策等は、既存の幼稚園3か所で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表54 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日/年〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	15,866	15,268	15,645	15,228	15,048
1号認定による利用	178	171	176	171	169
2号認定による利用	15,688	15,097	15,469	15,057	14,879
確保方策	15,866	15,268	15,645	15,228	15,048

##### イ 保育園その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等は、一時預かりを実施している既存の保育園3か所（平成28年5月からは7か所）で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表55 保育園その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,522 (3,392)	2,461 (5,701)	5,964	5,819	5,716
確保方策	3,120 (3,071)	3,120 (5,487)	10,800	10,800	10,800
一時預かり事業	3,120 (3,071)	3,120 (5,487)	10,800	10,800	10,800
子育て援助活動支援事業	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業	-	-	-	-	-

※ 平成27年度、平成28年度の（ ）内数字は実績値を示す。

## ⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業（病児対応型）と、病気は治っているものの、病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業（病後児対応型）とがあります。

確保方策等は、平成 27 年度は、現在実施している病後児対応型の受け入れ施設での実施を想定し、平成 28 年度からは、病児対応型の担い手となる病院等を確保し、平成 31 年度までに量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表56 病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	589	574	565	551	542
確保方策	240	240	450	525	600

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策等は、援助会員 50 人（平成 25 年度末 39 人）を確保し、実績を踏まえて、うち 1 割が就学児の利用と想定します。

図表57 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,276	1,264	1,252	1,247	1,235
確保方策	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250



## ⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

確保方策等は、平成 27 年度から平成 30 年度までは、既存の子育て支援センター2 か所と市役所窓口での実施を想定し、平成 31 年度までに子育て世代包括支援センターと児童発達支援センターの整備を進めて、4 か所での実施を想定します。

図表58 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2	2	2	2	3
確保方策	2	3	3	3	4

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（赤ちゃん訪問員や助産師、保健師による訪問）での実施を想定しています。

図表59 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	560	546	532	520	507	
確保方策	実施体制	赤ちゃん訪問員 27 名 助産師 2 名 保健師 9 名	赤ちゃん訪問員 27 名 助産師 2 名 保健師 9 名	赤ちゃん訪問員 27 名 助産師 2 名 保健師 11 名	赤ちゃん訪問員 27 名 助産師 2 名 保健師 12 名	赤ちゃん訪問員 27 名 助産師 2 名 保健師 13 名
	実施機関	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

## ⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（保健師等による訪問）での実施を想定しています。

図表60 養育支援訪問事業〈単位：人〉

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		29 (38)	29 (35)	35	34	34
確保方策	実施体制	助産師 2 名 看護師 1 名 保健師 9 名	助産師 2 名 看護師 1 名 保健師 9 名	助産師 2 名 看護師 1 名 保健師 11 名	助産師 2 名 看護師 1 名 保健師 12 名	助産師 2 名 看護師 1 名 保健師 13 名
	実施機関	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

※ 平成 27 年度、平成 28 年度の（ ）内数字は実績値を示す。

## ⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことが規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策等は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

図表61 妊婦健康診査〈単位：人〉

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		560	546	532	520	507
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

#### **4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保**

本市は、保育園と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、需給バランスを考慮しつつ、既存施設の認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、保育及び幼児期の教育の目的が達成されるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

#### **5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、必要に応じ、地域型保育事業の充実を検討し、計画的に教育・保育施設を整備します。

#### **6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携**

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、発達支援の必要な児童など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

#### **7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携**

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第5章 次世代育成支援対策の推進

本市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、次の主要事業について目標を設定し、今後も進捗管理を行います。

図表62 次世代育成支援対策 主要事業の目標等

事業名	目標	平成 26 年度実績 (見込を含む)	平成 27 年度～ (計画)	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	継続実施を図ります。	会員数 2 1 5 人 (11/1 現在) 事業実施件数 4 9 2 件 (11/1 現在)	38 ページ「子育て援助活動支援事業」参照	児童課
保育サービス評価事業	第三者評価の導入を図ります。	大塚・府相・形原北保育園実施	継続予定	
「赤ちゃんの駅」設置	順次拡大を図ります。	3 7 か所	継続予定	
一時保育事業	継続実施を図ります。	3 か所 (みどり保育園、形原北保育園、南部保育園)	37 ページ「一時預かり事業」参照	
児童クラブ	継続実施を図ります。	1 3 か所	36 ページ「放課後児童健全育成事業」参照	
通常保育事業	3 歳未満児童の受け入れの増加を図ります。	1 2 か所	33 ページ「3号認定」参照	
延長保育事業	継続実施を図ります。	1 4 か所	35 ページ「時間外保育事業」参照	
特定保育事業	継続実施を図ります。	3 か所 (みどり保育園、形原北保育園、南部保育園)	37 ページ「一時預かり事業」参照	
子育て家庭優待事業	愛知県との協働により、継続実施を図ります。	1 4 3 店舗等 (11/1 現在)	継続予定	
休日保育事業	継続実施を図ります。	1 か所 (中部保育園)	継続予定	
病後児保育事業	継続実施を図ります。	1 か所 (おひさまキッズ)	38 ページ「病児保育事業」参照	

事業名	目標	平成 26 年度実績 (見込を含む)	平成 27 年度～ (計画)	担当課
障害児保育事業	健常児とのふれあいの中で、お互いに育ち合う保育を行うとともに、適切な療育指導を図ります。	障害児保育 16園 25クラス 84人 内3歳児 9人	継続予定	児童課
要保護児童対策協議会	継続実施を図ります。	要保護児童対策地域協議会(平成27年2月開催) 実務者会議(毎月1回) ケース検討会議(随時)	継続予定	
「子育て支援ガイドブック」の発行	ニーズに応じた掲載内容の充実を図ります。 また、母子手帳の交付、こんにちは赤ちゃん訪問等で配布し、情報提供を図ります。	「子育て支援ガイドブック」改訂版作成 1,200部	継続予定	健康推進課 児童課
子育て教室(2歳児教室・幼児食等)	関係機関と連携し、地域で乳幼児の食育教室の開催を図ります。	2歳児教室12回実施	継続予定	健康推進課
各種乳幼児健康診査等を通じた虐待の早期発見と予防	継続実施を図ります。	養育支援訪問(11/1現在) ・実数23家庭 ・延数55件	40ページ「養育支援訪問事業」参照	
虐待のハイリスク者への個別支援	継続実施を図ります。	22件(11/1現在) (新規3件 継続19件)	継続予定	
乳児家庭全戸訪問事業(こん)	広報などを通じて、事業の周知を図り、訪問の受け入れをスムーズ	【訪問件数】 合計:327件 保健師:176件	39ページ「乳児家庭全戸訪問事業」参照	

にちは赤ちゃん訪問)	ズに進めていきます。 また、地域のこんにちは赤ちゃん訪問員の養成と資質の向上を図り、子育てに関する不安の解消につなげます。	助産師：38件 こんにちは赤ちゃん訪問員（第2子以上）：113件 【要継続支援者（再掲）】 50件		
事業名	目標	平成26年度実績 (見込を含む)	平成27年度～ (計画)	担当課
児童通所支援事業	継続実施を図ります。	【児童発達支援】 実利用者数 74.0人/月 市内事業者数 3か所 【医療型児童発達支援】 実利用者数 2人/月 市内事業者数 なし 【放課後等デイサービス】 実利用者数 58.6人/月 市内事業者数 4か所 【保育所等訪問支援】 未実施	継続予定	福祉課
子ども医療費助成	継続実施を図ります。	子ども医療制度 通院・入院：中学校卒業まで	継続予定	保険年金課
	継続実施を図ります。	11件（11/1現在）	継続予定	学校教育課

緊急不審者情報 の提供				
不審者・犯罪情報 のメール配信	継続実施を図ります。	登録件数 7,700 件	継続予定	安全安心課 学校教育課 児童課
子ども 110 番 の家	継続実施を図ります。	設置軒数 200 軒	継続予定	安全安心課
防犯灯の設置・ 整備	継続実施を図ります。	設置数 5,985 灯	継続予定	

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。点検・評価に当たっては、「蒲郡市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。



## 1 策定経緯

## 【平成 25 年度】

年月日	調査及び会議等
11月 ～12月	蒲郡市子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 (就学前児童及び小学1年生～3年生の各保護者対象)
平成26年 2月13日	平成25年度第1回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援新制度について</li> <li>● ニーズ調査について</li> <li>● 子ども・子育て支援事業計画骨子案について</li> <li>● 今後のスケジュールについて</li> <li>● 次世代育成支援行動計画の進捗状況について</li> </ul>

## 【平成 26 年度】

年月日	調査及び会議等
平成26年 5月27日	平成26年度第1回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援事業計画 平成26年度策定スケジュールについて</li> <li>● 各事業の量の見込みについて</li> </ul>
7月22日	平成26年度第2回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各事業の量の見込みについて</li> <li>● 条例案について 蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> </ul>
9月26日	平成26年度第3回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援事業計画素案について</li> </ul>
10月～	県との協議
11月10日 ～12月12日	パブリックコメントの実施
12月18日	平成26年度第4回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援事業計画原案について</li> <li>● 次世代育成支援行動計画の進捗状況について</li> </ul>
平成27年 2月24日	平成26年度第5回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援事業計画案について</li> <li>● 各特定教育・保育施設の利用定員の設定について</li> </ul>

## 2 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市が行う子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育てに関わる者から広く意見を聴取するため、蒲郡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 蒲郡市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 蒲郡市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員でもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
  - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部児童課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 蒲郡市次世代育成支援推進協議会設置要綱は、廃止する。

### 3 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿

番号	所 属		氏 名	選出区分
1	蒲郡市教育委員会委員	委員	篠田 恵	その他市長が適当と認める者
2	家庭児童相談室	室長	松下 悦男	その他市長が適当と認める者
3	岡崎女子大学	教授	矢藤誠慈郎	学識経験者
4	蒲郡市保育園父母の会連絡協議会	アドバイザー	平野 貴恵	子どもの保護者
5	蒲郡あさひこ幼稚園 PTA	会長	大西 景子	子どもの保護者
6	蒲郡市小中学校 PTA 連絡協議会	顧問	柴田 好範	子どもの保護者
7	蒲郡あさひこ幼稚園	園長	牧原 泰吾	子ども・子育て支援事業従事者
8	蒲郡市立中部保育園	園長	市川章起子	子ども・子育て支援事業従事者
9	宝光福祉会みどり保育園	園長	河合 美鈴	子ども・子育て支援事業従事者
10	しおつ児童館	館長	金澤 直美	子ども・子育て支援事業従事者
11	がまごおり・ふれあいの場	管理者	山本由美子	子ども・子育て支援事業従事者
12	蒲郡市社会福祉協議会	事務局長	壁谷 満弘	その他市長が適当と認める者
13	蒲郡市民生・児童委員協議会	主任児童委員	小林 佳子	その他市長が適当と認める者
14	学校教育課	課長	小田 高久	その他市長が適当と認める者
15	健康推進課	課長	三浦 信之	その他市長が適当と認める者

## 4 用語解説

### か行

#### 学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

#### 家庭的保育

地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅その他様々なスペースにおいて、少人数（利用定員5人以下）を対象に保育を実施するもの

#### 蒲郡市子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの

#### 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

#### 居宅訪問型保育

地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用する保護者・子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施するもの

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

#### 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

#### 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

#### 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

## さ行

### 事業所内保育

地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

### 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」にあたるもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めたもの

### 小規模保育

地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、多様なスペースにおいて、比較的小規模（利用定員6人以上19人以下）な保育を実施するもの

### 総合計画

今後の市の将来展望や市政運営を明らかにするとともに、各分野におけるまちづくりを計画的かつ効率的に実行していくための指針として、市の計画の中で最も上位に位置する計画

### その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦と一人親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

## た行

### 男女共同参画プラン

市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

### 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

### 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと

## な行

### 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けをもたせたもの

## は行

### 非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

## **保育所保育指針**

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

## **放課後子供教室**

放課後や学校休業日に、小学校の施設を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

## **放課後子ども総合プラン**

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

## **や行**

### **幼稚園教育要領**

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

### **幼保連携型認定こども園教育・保育要領**

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

---

**蒲郡市子ども・子育て支援事業計画**

**平成27年3月 愛知県 蒲郡市**

**平成30年3月一部改訂**

**教育・保育及び地域子ども・子育て支援  
事業の量の見込みと確保方策の見直し**

---